

標 題：

日本籍船以外の船舶に9GHzの周波数帯で
運用されるレーダーの備付けについて

NKテクニカル インフォメーション

No.: 1 5 3

Date: 平成6年11月14日

関係船主、造船所 各位

国際航海に従事する船舶に備付けるよう要求されているレーダー及びその要件は、1974年SOLAS の1981年改正第V章12規則(g) 及び(h) に規定されております。同規定は、1988年改正で下記の要旨の改正が行われ、1995年2月1日から適用されます。従って、1995年2月1日以降実施されるSE検査では、この追加要件に適合していることも確認されます。追加要件には、従来レーダーの備付けが要求されていなかった船舶についての要件も含まれておりますので、必要に応じて、予め措置されるようご配慮下さい。

尚、一般にレーダーは主管庁による型式承認されたものでなければなりません。下記(2)で要求されるレーダー即ち500GT未満の旅客船及び300GT以上500GT未満の貨物船に備付けられるレーダーについては、レーダートランスポンダーに完全に対応することを条件に型式承認されていないレーダーが主管庁により認められることがありますので参考までに申し添えます。

記

1. 従来から備付けが要求されているレーダーの内、少なくとも1台は、1995年2月1日以降、9GHzの周波数帯で運用できるレーダーであること。
2. 従来レーダーが要求されていなかった次の国際航海に従事する船舶についても、1995年2月1日以降、9GHzの周波数帯で運用できる型式承認されたレーダー1台が備付けられていること。
 - (1) 1984年9月1日前の建造船の内、
 - 1600GT未満の全ての旅客船
 - 300GT以上1600GT未満の貨物船
 - (2) 1984年9月1日以降の建造船の内、
 - 500GT未満の全ての旅客船
 - 300GT以上500GT未満の貨物船

以 上